

# NEWS



Human Rights Partner

～あなたに笑顔と安心を～

名古屋第一法律事務所

2026. 1

URL <http://daiichi-law.gr.jp>



発行／名古屋第一法律事務所

〒460-0002 名古屋市中区丸の内二丁目18番22号 三博ビル5階

電話 (052) 211-2236 FAX (052) 211-2237



「雲上の雪原」(長野県:美ヶ原) 撮影/事務局・安田和仁

# 迎春

新年あけましておめでとうございませう。皆さまにとって健やかで実りある一年となりますよう、心よりお祈り申し上げます。

近年、企業活動において「人権を尊重すること」が世界共通の価値となりつつあります。欧州では人権デュー・デリジエンス(人権DD)の義務化が進み、日本でも政府の行動計画(NAP)を受け、企業による人権方針の策定や体制整備が広がっています。

愛知県内でも、外国籍労働者の生活支援、育児や介護と仕事の両立を支える制度、LGBTQ+への理解促進など、多様な人々が安心して働ける環境づくりに取り組む企業が増えていきます。これらは単なる制度ではなく、「人権保障」という基本的価値観を社会に示す重要な実践です。

人権を守ることは、個人の尊厳を認め合い、暴力ではなく対話を、排除ではなく共生を選ぶ価値観に基づいています。しかし今、防衛費の急増や「反撃能力」の保有など、憲法の平和主義を揺るがす政治・政策が進められています。こうした動きは、日本が積み重ねてきた平和的な安全保障の姿勢に影を落とし、社会に緊張と不安を招くおそれがあります。

私たちは、力による均衡ではなく、法の支配と人権尊重こそが持続可能な平和の基盤であると信じます。争いのない社会は遠い理想ではなく、日々の選択と対話の積み重ねによって築かれるものです。

名古屋第一法律事務所は、法の力を通じて人権と多様性を支え、憲法の理念に基づき、地域の皆さまと共に平和な社会を目指してまいります。本年も誠実に、丁寧な、確かな法的支援をお届けしてまいります。

本年も変わらぬご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

山森村松前藤福林野夏中中長田竹柴佐小小小熊久北川兼可加荻鵜稲稲青  
本田松村田田井 田目山川尾原内垣間林林嶋本野村口村児藤原飼垣垣山  
律 健啓義樹悦泰葉武 匡美裕浩幹信竜幹啓拓由 知康洪典和宏仁玲  
宗茂郎史博理子佑子志弦亮穂之史生司瑠寛司矢詠栄創孝則郎子史子史弓

(五〇音順)



# 「いのちのとりで裁判」

## 最高裁が生活保護基準引下げの違法性を認める

### 国は、至急の謝罪と全面被害回復を!!

2013年から3年間かけて行われた、過去に例を見ない大幅な生活扶助基準の引下げに対し、全国で1000名を超える生活保護利用者が原告として立ち上がり、300名を超える弁護士と多くの支援者として闘ってきた「いのちのとりで裁判」。

最高裁第3小法廷は、2025年6月27日、史上初めて、生活保護基準引下げの違法性を認める画期的な判決を言い渡しました。

判決1か月前、私は最高裁での弁論に臨みました。弁論は上告人↓被告側の順ですが、愛知訴訟は原告側が一審敗訴、高裁は国賠も認めた完全逆転勝訴のため、国側が先です。国の代理人は「現実の生活条件を無視して著しく低い基準を設定する等憲法および生活保護法の趣旨・目的に反する場合に限り違法となる」という60年



前の朝日訴訟基準を3回も読み上げ、厚生労働大臣に「極めて広い」裁量があると強調しました。ですが、訴訟を通じて、原告さんたちの生活実態を生で見聞きしてきた私からすれば、引下げ前ですら「現実の生活条件を無視して著しく低い基準を設定」されたに等しい生活です。被告側弁論のトップバッターの私は怒りに震え、こみ上げる感情を必死に抑えて、「当事者の声を聴け!」と訴える弁論となりました。

最高裁判決は、行政庁の判断について「統計等との客観的数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性」の有無を審査する手法を採用し、「物価変動率のみを直接の指標として用いた」ことは専門的知見との整合性を欠くとして、引下げの根拠の一つである「デフレ調整」を違法としました。もともと、判決の多数意見は「ゆがみ調整の2分の1処理」の違法性を認めず、国賠も棄却。名古屋高裁判決が、すべての争点で原告の主張を認め、憲法25条1項の「健康で文化的な最低限度の生活」を現代に即して具体的に定義し、原告らの損害を認定したことと比較すると、残念な判断でした。

ただ、宇賀克也裁判長は、名古屋高裁同様に「ゆがみ調整の2分の1処理」の違法性を認め、原告

らが「最低限度の生活の需要を満たすことができない状態を9年以上にわたり強いられしてきた」として、国家賠償も認容すべきとする詳細な個別意見を付しました。

弁護士  
久野 由詠

ところが、厚労省は、原告らの反対を押し切って新たな「専門委員会」を一方的に立ち上げ、最高裁判決から半年以上経つのに、当事者への直接の謝罪も全面的な被害回復も拒否し続けています。

最高裁判決を矮小化しようとする国に対し、私たちは絶対に諦めません。10月17日、中部弁護士会連合会シンポジウムでは、元名古屋高裁判判官の長谷川恭弘さんから最高裁判決の意義をお話しいただくとともに、宇賀元最高裁判事からもビデオメッセージをいただき、生存権保障に果たすべき司法の本質的役割を訴えました。11月18日にはTBSラジオ「荻上チキSession」(安田菜津紀さんパーソナリティ)に東京新聞の中村真暁記者と生出演しました。こちらも是非お聴きください。



ラジオ出演  
YouTube  
二次元コード

# HPVワクチン薬害訴訟を

## 「存じでしうか」

HPVワクチンは、子宮頸がんを予防できる新規性の高いワクチンとして、異例の早さで公費プログラムに導入されたところ、

全身の疼痛、知覚障害、運動障害、記憶障害等の深刻な副反応被害の訴えが相次ぎました。そのため、定期接種となった2013年4月からわずか2か月後の2013年6月に積極的勧奨は中止されましたが、2022年4月より、全く改良されない同じワクチンで積極的勧奨が再開されてしまいました。再開後、新規のHPVワクチン副反応被害者が増えている状況です。

HPVワクチン薬害訴訟は、2016年7月、東京、名古屋、大阪、福岡の4つの地方裁判所で、100名を超える副反応被害者が、国と、ワクチンを製造した製薬会社2社を相手に提訴したもので、今年7月に提訴から丸10年を迎えます。副反応被害者たちは、接種当時中高生の女性で、副反応症状のため、学生生活を送れなかったり夢を諦めざるを得なかったりしました。20代後半

の年齢となった今でも、副反応症状の影響で、今の生活や将来に大きな不安を抱えています。

弁護士  
小嶋 啓司

今年は、2027年4月の判決に向けて、皆さんにHPVワクチン薬害訴訟のことを知っていただくために、これまで以上にHPVワクチン薬害に関する学習会などの企画を開催していく予定です。

弁護団のXで企画や最新の情報をご案内していきますので、チェックしていただければと思います。横の二次元コードから弁護団のXにアクセスできます。署名活動も行っていますので、ぜひご協力ください。ぜひ、HPVワクチン副反応被害の実態を知っていただき、HPVワクチン薬害訴訟、そして、副反応被害者の方々をご支援いただけたらと思います。よろしくお願いたします。



弁護団X  
二次元コード

# 戦後80年を迎えて

## すぐそこにあった戦争

弁護士  
稲垣 宏子

戦後80年。

私の母は、昭和20年4月生まれなので、一応、戦前生まれである。その母が産声を上げた2か月後の昭和20年6月9日、自宅と目の先にあつた軍需工場（愛知航空機工場、愛知時計電機工場）がアメリカ軍による爆撃にあつた。

熱田空襲である。

わずか8分の間に、2000人



「戦争と平和の資料館ピースあいち」提供

を超える命が失われたという。乳児だった母に当然にその記憶はないが、親族によると、この世のものと思えない爆音が鳴り、空襲後は、元の姿をとどめないたくさんの遺体や、真偽は定かではないが、夜、無数に浮かぶ「人魂」を見たという。

熱田空襲の戦争遺跡を訪れる前、「戦争と平和の資料館ピースあいち」を訪れた。この空襲で初めて2トン爆弾が使用されたとき、破壊力がいかに凄まじかったかを知る。

標的になった現愛知時計電気本社、北西角に、空襲の犠牲者を悼む「平和地藏尊」が建てられている。



平和地藏尊

その後、犠牲者の遺体で埋め尽くされたという堀川へ。その堀

川にかかる白鳥橋も爆撃で破壊された。堀川沿いの遊歩道へ降りると、コンクリート壁の所々に爆撃でえぐられた凹みのある「空襲跡の碑」が残されている。



空襲跡の碑

対岸にある大瀬子公園に移動して、白鳥橋と爆心地を臨んだ。堀川は穏やかな流れをたたえ、公園では無邪気に遊ぶ子ども達の笑い声が響く。

ふだんは何気なく通り過ぎる戦争遺跡。戦争を知る先人が年々この世を去る中、80年前、すぐそこにあつた戦争のこと、碑に込められた先人たちの平和への切なる願いに思いを馳せ、静かに手を合わせた。

## 世代を超え、戦争に向き合う

事務局

小林 和人

令和7年8月4日から8月6日の3日間、被爆80年原水爆禁止世界大会（広島大会）に参加しました。

所属する労働組合（略称…東海法労）で行われた学習会において、原爆被害の実相や被爆者の体験談、当時広島は兵隊の訓練に力を入れていたために狙われたことを知り、現代においても兵器製造が盛んな愛知県は、仮に原爆を撃たれる場合にはその候補地に入ると思われ、他人事だとして、「意図して意識しない」でいると後悔すると思いました。

「他人事にはないための行動」をしなければ、と愛知県派遣団に参加しました。

現地で被爆者の方の体験談を直に聞き、「生まれてから15年、戦争の中でしたか生きられなかった。何のための戦争だったのか、

あの戦争がどれだけの命を無駄にしたか、生き残ったからこそ分かる。」という言葉や、被爆者の方が原爆の落ちた時に言ったという「おかあちゃん」という叫び、外国人被爆者や被爆二世の方々の訴え、一生忘れられないであろう言葉と体験がいくつも私の中に刻まれました。

戦争から時間も関心も離れた私達の世代だからこそ、被爆者世代の方々の言葉に向き合い、自分たち自身が同じ過ちを繰り返さず、繰り返し返させないような社会を、一人一人が目指し、築いていかなければなりません。そのために、今回いただいた貴重な機会をその場限りの思い出とせず体験を共有し、平和を願う市民であり第一事務所の所員として、学び、考え行動していきたいと思えます。



# 弁護士業務の承継について

弁護士

佐久間 信司

私が働く事務所ビルにはいくつもの法律事務所が入居していますが、このところ死亡や高齢を理由に廃業する事務所が現れたり、どうやって事務所を畳むか知人の弁護士から聞く機会もありました。名古屋第一法律事務所の先輩弁護士には、受任事件を減らし登録抹消して辞めた方もみえます。

まだ元気でバリバリ仕事をしている自分も、運転免許証の書換に高齢者講習の受講が必要な年になって事業承継をど

うするかが課題になっていきます。幸いなことに事務所には多くの後輩弁護士がいるので、依頼される案件は断るのではなく後輩と一緒に取り組んだり、コーチング中心の役割を果たしたりしています。しかしそれでも繁忙感が減ることなく、もつと抜本的な方策を実行する時期にきたと考えています。

一面でこのところ弁護士事務所の世襲が増えていきます。これは弁護士が大増員され

法試験合格者のハードルが下がったことが影響しているように感じます。世襲事務所は親の顧客層や事務所スタッフを子の弁護士が承継できるから事務所経営面で有利です。優良な中小企業や依頼者層は長年の付き合いを重視して顧問契約や依頼弁護士を変えないことが多いように感じます。

第一事務所もベテラン弁護士の事業基盤の承継に取り組んでいます。

が人権と憲法・平和を守る活動を重視する社会派の法律事務所として今後も存続・発展していったらいいと願っています。私はこの先、事務所内で一部弁護士法人が設立されればそこへ、あるいは顧問弁護士の資質を備えた所内外の後輩弁護士らに、私が長年培ってきた人間関係や顧客層の引き継ぎを、先方の意向をうかがいながら進め、老いてなお役割を果たす「老活」を実践したいと思っています。

## 所内で毎月ランチタイム

### 勉強会を開催！

人権問題を学び、積極的に取り組むために

弁護士

北村 栄

当事務所では、所内でランチタイムを活用して、人権問題について勉強会を定期的に開催しています。

の自負を持っています。そして、その意気込みだけでなく、日々人権感覚を磨き、最新情報を学ぶこともしています

当初に「権力や社会的強者に対しても臆することなく果敢に挑み、人権を守り、平和と民主主義の実現をめざします。」を掲げており、名古屋、いや中部地方の法律事務所の中では積極的に人権問題に取り組む「旗艦」事務所

が、それが今年から毎月1回お昼にやっているランチタイム勉強会です。

弁護士だけでなく事務局員も講師となり、これまで次のものを取り上げ、所員の半数近くが参加しています。

「ウイシユマさん、名古屋入管死亡事件」(鶴飼和史)  
 「生活保護切り下げ訴訟の最高裁での弁論、最高裁判決」(久野由詠)  
 「HPV(子宮頸がん)ワクチン薬害訴訟」(小嶋啓司)  
 「被爆80周年、原水爆禁止世界大会・広島大会に参加して」(小林和人)  
 「事務局として諸活動に取り組むことについて」(田中哲夫)

今後人権感覚を磨き、良い世の中になるように所員一同努力していきます。

# 不思議な「国」、日本

弁護士

加藤 洪太郎

よくある設問は「攻められたらどうする」？そこで考えました。以下は我が答案ですが…

和国では随所に設けられたシェルターの総収容人員数は、国民の総数を上回る規模だそうです。

## 第一 兵糧攻め対策／食料自給態勢

日本列島で暮らす一億数千万人が兵糧攻めに屈しないよう、食料自給態勢を構築します。

現状は以上三つ共が無い。一億数千万の列島住民の命と暮らしを守る視点での態勢は築かれていません。

## 第二 停電の防止／電源の分散態勢

電源を超分散化。例えば、明治30年の統計では全国に約6万台の水車があったと云う。この地勢を活かし無数の小水力発電で持久。逆に、丸裸の原発などでは一発でアウト。

この「威嚇力」に屈せず「敵」が本土攻撃に及んだらひとたまりもないのが現在の日本。

## 第三 誰一人として取り残さない／シェルター(防空壕)の完備

一億数千万人皆殺しにならぬ難攻不落の国土建設。今日のスイス連邦共

まずは国民主権の力の実在！から…  
 審細に参究すべしと自問  
 自答へ

## 弁護士奮闘記

この春、弁護士として4年目のスタートラインに立ちました。月日の流れの早さを感じます。

登録したての頃は、ただただ目の前の書面と格闘し、先輩弁護士の先生方の背中を追いかけるだけで精一杯でした。

そんな中、皆様のご指導のおかげで、個人としてご依頼をいただく機会が増えてきました。とても嬉しく、また身が引き締まる思いです。

もちろん、事務所の看板を背負う責任は常にありますが、弁護士個人として「あなたにお願いしたい」と言っていただけのこと、そして、依頼者の方と一対一で向き合い、その人生の大切な局面に深く関わらせていただく経験は、私を大きく育ててくれていると実感しています。

皆様の「困った」に寄り添える弁護士であるために、これからも全力で走り続けます。

弁護士  
村松 健太郎

## ひとむらじゆ 53

### これからは自給自足の時代 〜我が家の米騒動の教訓〜

私の実家は少しですが米を作っています。毎年収穫後に、私を含め独立した子らが一年間に必要な袋数を実家に申告し、米を送ってもらっています。

昨年の3月のことでした。我が家の米の消費が予想外に早く、9月下旬まで持たせなければならぬ1年分の割り当てを消費してしまいました。

そのため、実家に追加で割り当てをお願いしたのですが、なんと断られました。

実家にはまだ9袋(1袋15キロ)の在庫があったにも関わらず、

我が家に1粒の米も送ってくれないというのです。  
このとき私は痛感しました。食料を持つている者が一番強いことを。

日本も同じです。食料自給率が著しく低い日本に対しては兵器など必要なく、食料の輸出を止めれば良いだけです。そうなれば国民は飢え、米泥棒が横行するでしょう。

実際、数年前に、稲刈り直前のある日、隣人がうちの稲を全部刈って持って行ってしまったという米泥棒事件が起きました。平時で

さえ起きるので、有事の際は尚更です。そんなヘルジャパンにしないためには、国民が自給自足をするのが一番です。

ちなみに、私の妹夫婦はすでに自給自足を始めています(自然栽培野菜の販売もしていますので、ぜひサイトをご覧ください)。

「二億総自給自足社会」の実現に向けて、まずは家庭菜園から始めてみませんか?



GLÜCK GARTEN

弁護士  
野田 葉子

NPO法人あいぞろえネット主催

## 公開セミナー & 無料相談会開催のご案内

### 1 税理士が教える相続税の基礎知識

日時：令和8年2月21日(土)

午後1時～午後3時

会場：豊橋生協会館  
(豊橋市牟呂町字松崎15)

※生協生活文化会館(本山)でWeb視聴することができます。また、ご自宅からもWeb視聴することができます。

### 2 お金と安心を守る 詐欺撃退講座

日時：令和8年3月14日(土)

午後1時～午後3時

会場：【本山会場】生協生活文化会館  
(名古屋市千種区稲舟通1-39)

【豊橋会場】豊橋生協会館  
(豊橋市牟呂町字松崎15)

### セミナー参加・相談予約方法

セミナーへのご参加には、事前申込が必要です(電話又は二次元コード)。また、セミナー終了後に弁護士(2/21、3/14両日)・税理士(2/21のみ)による無料相談会を行います(要予約・先着順)。

申込先 ▶ **052-781-6074** (受付時間：月～金 9時～17時)

セミナーについての詳細、相談予約方法等は右記二次元コードからアクセスの上、ご確認ください。



## NEW BOOKS 本を執筆しました



日本社会をリビルドする  
かもがわ出版社から  
「日本社会をリビルドする」を  
出版しました

弁護士  
川口 創

様々な人権課題、差別や平和の問題などの背景には、格差と貧困などを生み出している経済構造の問題があります。格差と貧困をなくしていくためにどうしたらいいのか、など様々なテーマについて議論し、日本社会の構造を再構築(リビルト)していく必要性とその道筋について、私の大学院の恩師で経済学者の岡田知弘教授、中小企業政策を探索する愛知中小企業家同友会の池内秀樹さんと弁護士である私の3人で議論したものをまとめた本です。

憲法13条が示す「個人の尊厳」が実現する社会を作っていくために、「強いものをより強くする」今の社会を再構築(リビルト)していくことが不可欠だとの思いで作りました。

ぜひ多くの人に手に取っていただきたいと思います。



働くあなたへ、  
伝えておきたいこと

弁護士が我が子に贈る  
本当に伝えたいワークルール

弁護士  
中山 弦

弁護士登録から20年という節目を迎えるにあたり、「せつかなので何か記憶に残ることを」と思い立ち、Amazonの電子書籍で本を執筆してみました。

これまで比較的多く取り扱ってきた労働分野に、親離れ・子離れを感じるこの増えた近況を絡めて、タイトルどおり我が子に向けて書いた、ささやかな一編です。

仕事柄、日頃から文章を書く機会が多いのですが、「書きたいことを、書きたいように書く」という機会は実はあまりないものです。その意味で、普段心に思い描いていることを自由に言葉にできたのは、貴重な経験になりました(もっとも、自分で始めたことながら、その大変さに何度も心が折れそうになりましたが……)

Kindle Unlimitedにご加入の方は無料でお読みいただけます。よろしければご覧ください。



## 表紙の 写真より



「雲上の雪原」(長野県：美ヶ原) 撮影/事務局・安田 和仁

雲上に広がる大雪原と富士山の遠望を写真に収めてみたいと思い立ち、昨年の暮れに美ヶ原の王ヶ頭を訪れました。

早朝まで雪と霧で富士山は望めませんでしたが、陽が昇ると眩いばかりに輝く雪原と樹氷が眼前に広がり感動をおぼえた瞬間でした。

視界に人工物が一切入らないこれだけ広大な平原が見られる場所は北海道を除いて稀ではないかと思えます。



今後の事務所ニュースにつき、送付先の変更・発送取りやめの希望等ございましたら、  
当事務所(電話：052-211-2236)までご連絡ください。